

4-3 自動車騒音に係る要請限度（道路に面する地域）の超過状況

(平成 27 年度)

(1) 地域の類型別

上段：％  
下段：地点数

地域の類型	地点数	昼・夜間とも 要請限度値 超過	昼間のみ 要請限度値 超過	夜間のみ 要請限度値 超過	昼・夜間とも 要請限度値 以下
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する 道路に面する区域	0	- 0	- 0	- 0	- 0
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する区域	11	18.2 2	0.0 0	0.0 0	81.8 9
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	10	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 10
幹線交通を担う道路に近接する区域	282	1.8 5	0.0 0	2.5 7	95.7 270
全 区 域	303	2.3 7	0.0 0	2.3 7	95.4 289

- 注) 1 昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時  
 2 要請限度の区域の区分及び値は<参考>のとおり  
 3 %値は総数に対する割合で、項目ごとに計算して四捨五入しているため、  
 合計は 100%にならない場合がある。  
 4 - は測定地点なしを示す。

(平成 27 年度)

(2) 道路種類別

上段：％  
下段：地点数

道 路 種	地点数	昼・夜間とも 要請限度値 超過	昼間のみ 要請限度値 超過	夜間のみ 要請限度値 超過	昼・夜間とも 要請限度値 以下	
道路種類別の内訳	高速自動車国道	8 0	0.0 0	0.0 0	100.0 8	
	都市高速道路	1 0	0.0 0	0.0 0	100.0 1	
	一般国道	106 1	0.9 1	0.0 0	3.8 4	95.3 101
	府 道	148 4	2.7 4	0.0 0	2.0 3	95.3 141
	市町村道等	40 2	5.0 2	0.0 0	0.0 0	95.0 38
全 体	303	2.3 7	0.0 0	2.3 7	95.4 289	

- 注) 1 上表の注 1～3 と同じ。  
 2 複数道路が並走する区間（高架の高速道路と平面の府道など）については、測定位置に近い側の道路を代表道路として集計を行った。

<参考>

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、次表の要請限度の値の欄に掲げるとおりとする。

要請限度の値（デシベル）	
昼間	夜間
75 以下	70 以下

備考

(1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。)
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、車線数の区分に応じた次に示す道路端からの距離の範囲とする。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル